

(別紙1)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日以降、消費税率(国・地方)が5%から10%へ段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度北谷町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 355,295 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 5,943,576 千円

(単位：千円)

事業名		令和5年度 決算額 (人件費を除く。)	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	1,666,708	1,222,509	1,393	61,252	381,554
	老人福祉費	100,799	858	59,520	5,629	35,062
	児童福祉費	2,385,197	1,653,511	58,349	93,141	580,196
	小計	4,152,704	2,876,878	118,992	160,022	996,812
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	706,150	180,193	0	72,754	453,203
	介護保険事業 (繰出金)	302,486	0	0	41,842	260,644
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	274,094	35,812	0	32,961	205,321
	小計	1,282,730	216,005	0	147,557	919,168
保健衛生	保健衛生費	508,142	135,518	27,674	47,716	297,234
	小計	508,142	135,518	27,674	47,716	297,234
合計		5,943,576	3,228,401	146,666	355,295	2,213,214